

平成26年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：80点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

(商法)

第1問

取締役会設置会社でかつ監査役設置会社である株式会社において、代表取締役に対する①「監視」および②「監督」について、それぞれ分けて、会社法ではどのようなになっているかに関し論じなさい。

(配点：40点)

(商法)

第2問

A社は自動車の製造販売を目的とする上場株式会社である。A社の定款の第6条として「A社の株主総会において議決権を行使しうるのは、A社の株主に限られる」という条項が存在した。B社は、委員会設置会社であり、A社の議決権を25パーセント超保有していた。B社は、2013年5月17日に開催される予定のA社の株主総会に先立ち、A社の現在の役員の一部の再任を認めない旨の株主提案をしていた。2013年5月16日、B社の代表執行役Dは、A社の株主総会でのB社の議決権行使を、B社の従業員であるCに委任した。議決権行使の委任を受けたCは、A社の株主総会に赴き、招集通知等とともにDから受け取った議決権の代理行使のための委任状を示した。しかしCは、株主総会の入場チェック・ゲートにおいて、A社の係員に、A社の定款を示され、「A社の定款第6条からすると、CはA社の株主ではないため入場できません」という理由で入場を断られた。2013年5月17日のA社の株主総会は、B社の総会への参加がないまま、議事進行がなされ、A社の現在の役員全員の再任が賛成多数で可決された。本件に含まれる法律問題について、答えなさい。

(配点：40点)